

京都市告示第 301号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25第2項及び第4項の規定により、指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年8月20日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
一般社団法人わ だつみ福社会	計画相談支援, 地域移行支援, 地域定着支援	プランセンター むっく 2630581433	京都市南区吉祥 院中河原里西町 35T101号	令和元年7月31 日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)